

犬・猫の飼い方マナー

■飼い主が責任を持って、誰からも愛されるペットに

あなたと愛犬・愛猫の関係がうまくいって、毎日楽しく暮らしていても、誰かに迷惑をかけていれば、正しい飼い方とは言えません。

動物が嫌いな人、アレルギーにより命に危険な症状を発症する人もいます。

そのような人々にも理解が得られるように、飼い主のあなたが、『ルール』と『マナー』を守ることが大切です。

ペットは家族の一員として、責任を持って飼いましょう。

- ◆ 犬を飼ったら、必ず町に登録しましょう。
- ◆ 首輪には、鑑札・注射済票を必ずつけましょう。(迷子札になります)
- ◆ 狂犬病予防注射をして、町から注射済票を交付してもらいましょう。
- ◆ 散歩をするときには、リードをつけましょう。
- ◆ 散歩中のフンは持ち帰りましょう。
- ◆ 犬の放し飼いはしないでください。
- ◆ 猫は室内で飼育しましょう。
- ◆ 無理な多頭飼育をしないでください。



■野良犬・野良猫に餌を与えるならば、責任をもって飼いましょう！

野良犬・野良猫にエサを与えると、次のようなことで近隣の人に多大な迷惑をかけてしまいます。

- ① エサを与えると、野良犬・野良猫がその場所に住み着く。
- ② 野良犬・野良猫のフン・尿を近隣の庭などにしてしまう。
- ③ 子犬・子猫を産んでしまう。
- ④ ①から③が繰り返されることで、近隣の人に多大な迷惑がかかる。

※ 犬アレルギー・猫アレルギーを持たれている人が、近隣にいる可能性もあり、その人が、アレルギー反応で生命の危機にさらされる可能性があります。

このように知らないうちに、近隣の人に迷惑をかけていますので、エサを与えるならば、責任を持って、最後まで飼ってください。(猫の場合は、室内で飼ってください。)

熊本県では、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」を目指し、飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、避妊去勢手術費用の一部を補助する制度があります。詳しくは、次の『[飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付要領](#)』をご覧ください。

【問合せ先】長洲町役場住民環境課 0968-78-3122
有明保健所 0968-72-2184

